

K L M オランダ航空無期
転換逃れの雇止め撤回
裁判の公正な判決を求める
署名にご協力ください！(2面)

フェニックス PHOENIX

航空安全推進連絡会議 03-3742-9359
日本乗員組合連絡会議 03-5705-2770
航空労組連絡会 03-3742-3251
<http://www.kohkuren.org/>

職場要求で前進回答交渉は継続



減便・運休で閑散とする羽田空港国際線出発口ビー。3月24日

APUでは、①空港特性を踏まえた勤務開示時間

新社会人のみなさんに伝えたいこと

新型コロナ対策を緊急要請

2面

日本航空では3月25日に各労組に回答が示されました。負金関係(ペア、一時金等)は現時点で示せないと、諸要求の内に回答が示されませんでした。共通項目では60歳、65歳までの賃員の報酬制段階的に見直し、大規模なイギュラー発生時のサポート体制で前進回答がありました。J.S.I.ではありませんでした。J.S.I.では、整備職に特化した雇用形態(65歳~68歳)の導入、予備部品不足の解消等で前進回答がありましたが、賃上げにつけています。

成田でグランドハンドリングを行なうJA新労組には3月18日に会社(ASOCO)から、基本給に業務手当+食事補助を組み入れるとの回答があらわれます。

第一に考えた交渉が求められます。職場を喚起する取り組みを緩めることなく、引き続き職場の安全と生活改善をめざし、攻勢的な取り組みで要求の前進をめざします。

春闌の夜でした。国内での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府の要請による一斉休校、パンクトや外出の自粛がながら、生活や雇用不安の広がるなか、感染対策があわせ生活支援など、大規模な経済対応を実施しました。一方、新型コロナウイルスは中間決算を示した下方修正を維持し、日本航空は中間決算で据え置いた通期見通しを下方修正しましたが、株主への配当は前年同様の高配当を維持しました。一方、新型コロナウイルス収通期見通しでは全社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、交渉が断られ、賃上げや一時金回答が延期されるなど従業員は異なる展開の航空春闇。航空連邦、「可能な限りの期間に回答を求めていくこと」と「新たに新型コロナウイルスに係る対応を求めていくこと」を当面の方針としました。交渉は4月も継続されることが予想されます。3月25日時点での回答状況を報告します。

新型コロナ春闘を直撃 賃上げ・一時金回答は延期

JAL

■主な記事から■

- ▶航空連、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国交省に緊急要請 2面
 - ▶新社会人のみなさん、入社おめでとうございます。みなさんに伝えたいこと 2面
 - ▶KLM雇止め撤回裁判で会社がトンデモ主張を展開 2面
 - ▶JAL解雇争議―争議解決求め全国各地で宣伝・要請行動取り組まれる 3面
 - ▶エミレーツ航空争議、まず1名が職場復帰 4面
 - ▶航空連、ITF浦田政策部長と意見交換 1面

労働相談は航空連に
03-3742-3251
consult@labourenet.com



新社会人のみなさんへ あなたを守る労働組合への加入を訴えます

新社会人のみなさまへ
入社おめでとうございます
私たちには、航空労働組合
（航空労組連絡会、略称
「航空労連」）です。
今、新型コロナウイルスの感染拡大によって状況は日々変化しており、私たちの暮らしや働き方にも大きく影響を与えています。そのような中で

Oneチームで解決できる！

条件は労使交渉で決める

賃金を始めとした労働

も話しています。

一つ一つが自由に決める

ことができます。

一つ一つが自由に決める

ことができます。

一つ一つが自由に決める

ことができます。

一つ一つが自由に決める

ことができます。

一つ一つが自由に決める

ことができます。

一つ一つが自由に決める

ことができます。

一つ一つが自由に決める

することができます。



KLM日本支社前での宣伝行動。東京赤坂

**KLMオランダ航空無期転換雇止め
撤回裁判の公正な判決を求める署名に
ご協力下さい!**

団体署名、個人署名に取り組んでいます。

問合せ先：航空連事務局
03-3742-3251



URL : <http://kohuren.org/index.html>

新型コロナ感染拡大に伴い緊急要請

感染予防や生活支援・減免策など

被害がでないよう機敏な対応急務

航空運送は3月17日、新型コロナウイルス感染拡大を受け、国交省を訪問し、必要な対策をとるよう緊急要請しました。緊急要請は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い航空需要が大きく減少するなか、航空客室乗務員は一時帰休や無休休暇などの会社施策、さらには学校の休校で休まざるを得ない状況等で減収となり、労働者の生活が困難になる恐れもあることから、航空各社には、手厚い休業補償や減便等による対応策を講じるよう指導すること

1. 感染のリスクの高い環境で働く客室乗務員等に 対し、医療用マスク、消毒液等、必要な物品が確保できるよう、先を見通した対応策を講じること
2. 大型飛行機は、航空機の運航規制を基本とした施設を講じるよう航空各社を指導すること
3. 航空各社において感染防止のためアルコール消毒液が徹底される中、アルコール検知器が頻繁に誤動作する事態が発生していることから、収束の目処が立つまでの間、アルコール検査の方法などを見直すよう航空各社を指導すること
4. 職場において感染防止のためにアルコール消毒液が徹底される中、アルコール検知器が頻繁に誤動作する事態が発生していることから、収束の目処が立つまでの間、アルコール検査の方法などを見直すよう航空各社を指導すること
5. 海外で働く日本人労働者については、状況を把握し、生活と労働環境に支障を来さないよう、当該国政府と連携し、保護に努めること
6. 航空各社は、需要の大幅な落ち込みと運休や減便等による減収に直面している状況を踏まえ、着陸料や駐機料をはじめとする公租公課の減免等、支援策を講じること

職員などへの感染リスク低減措置。(2)減便等による雇用面への影響を避けたための施設と指導。(3)一時帰休や無休休暇などの適用や休業補償や減便措置と並行して行われています。

KLM雇止め撤回裁判 KLM労働契約法は棚からボタ餅

KLMオランダ航空の契約制客室乗務員雇止め事件は、2つの裁判が並行して行われています。

労働審判勝利後に訴訟

は、2月27日3回目の裁

判が行われ、会社側は1

回目の答弁書に

提出するのガルールで

す。また裁判長から提出

を求められた訓練内容を

示す証拠類も出しませ

んでした。KLMの不當

な裁判引き延ばしの意図

が鮮明になりました。

出された画面には「労

働契約法の変更に偶然め

ぐり合わせた原告方に棚

からボタ餅的な利益をも

たらす訴訟あり、労働

者保護の要請は低

い」との記述がありま

た。2月の訓練と5年

上級の雇用で合意してい

たのだから、改正を行

うに無期雇用を求める

のはずるい」というもので

す。しかし、法律は5年

超えて雇用された場合は無期転換を引き起こしかねません。採用が決まっており、理由など切らすかもしれません。そもそも、原告たちの募集要項には有期雇用との記載

はない、採用が決まって

から契約書と言われ泣く泣く合意したもので

す。無期雇用を求めるこ

とに何ら問題はありません

。裁判では「KLMが、

グローバル化により日本

人客室乗務員のニーズが

減っていくので有期雇用

が必要だと主張している

ことと矛盾しています。

「採用時にKLMが有

ていたのか否か、個々

の回答を求める」との

求釈の要求について

は、労働条件の説明義務

は会社側にあるから

回答する必要はない答

弁しました。

原告側からの矛盾の指摘や、労働条件の説明義務違反などとあるところもあります。

どの組合に加入するかは一人ひとりが自由に決めることができます。

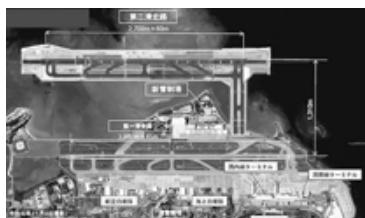
■ 3種第4回裁判、4

月16日11:30 東京地裁

7月9日

那覇空港第2滑走路

3月26日から供用開始



国交省資料より抜粋

年間発着回数大幅増

13.5万回から24万回

3月26日から那覇空港の第2滑走路が供用開始されました。県担当者は、「今は新型コロナウイルスの関係で、全日空や日本航空の便は通常の約24万回(回転翼機及び深夜発着機含む)に増加します。県担当者は、「今は新型コロナウイルスが早く収束することを願っています」と話しました。

3月19日に8回目の裁判が行われた1・2・4回は、原告側の証拠資料と主張、会社側の証拠と対照して原告側から反論と審弁を行いました。KLMが、労働許可申請資料にて有期雇用が必要だと主張していることと、原告側として提出したオランダ労働組合のメールと説明資料にて、労働許可取得には有期雇用が必要だと主張していることとの証拠とし、原告側の証拠とし、原告側から明らかにします。

